

第 4509 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 6月20日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 株式の価額

Q：子会社が債務超過となっており、株式の評価が時価評価差額を算定しますとマイナスになってしまいます。マイナスの価額は認められますでしょうか？

A：株式の価額は、純資産価額がマイナスであっても0円以上とする裁決があります。

【解説】

この事件では、審判所は、本件株式は、売買実例のあるもの、公開途上にあるもの、売買実例のない類似法人の株式の価額があるもののいずれにも該当しないものと認められるから、本件事業年度終了の日における「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」をもって、その時価評価額とするのが相当であるとしたうえで、本件各株式の発行人の1株当たりの純資産価額等が零円を下回る場合の「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」については、①仮に会社の1株当たりの純資産価額等が零円を下回るとしても、強行規定である会社法第104条によって当該会社の株主が追加的に出資を要求されることはない、②将来的には会社の業績によっては、配当を得る可能性も残っていると、仙台地裁の判決同様、株式の発行人の事業年度終了の時に1株当たりの純資産価額等が零円を下回る場合は、1株当たりの純資産価額等を参酌した場合における当該株式の通常取引されると認められる価額は、零円と認めるのが相当と判断して請求を棄却しています。

